

# 転入届を出された方へ

(市外からのお引越し)

＝ ようこそ!白壁の町倉敷へ!＝



## ◎ 必要な手続きについて(該当の方のみ)

手続きの種類	内 容	担当課
印鑑登録	新たに印鑑登録をしてください。本人が、実印と顔写真付きの本人確認書類（運転免許証等）をお持ちいただければ、即日交付が可能です。その他については、お問い合わせください。	【1階4番窓口】 市民課窓口係 4 2 6 - 3 2 6 5
個人番号カード	カードをお持ちの方はご持参のうえ、継続利用の手続きをしてください（暗証番号の入力が必要です）。また、個人番号カードの作成を希望される方は、お問い合わせください。	【1階4番窓口】 市民課 マイナンバーカード係 4 2 6 - 3 2 6 5
住民基本台帳カード		
外国人住民の方	裏面に新しい住所を記載しますので、異動された外国人の方全員の在留カード・特別永住者証明書等をご持参ください。	【1階4番窓口】 市民課窓口係 4 2 6 - 3 2 6 5
小中学校の転校	市民課で発行した転入学通知書と、前の学校の在学証明書・教科書給与証明書を新しい学校へ提出してください。	【9階】 学事課 4 2 6 - 3 8 2 5
保育園・幼稚園・認定こども園の入所	ご希望の保育園、幼稚園、認定こども園または保育・幼稚園課で申請書類を受取り、入所（園）申請してください。幼児教育の無償化を受ける場合は、倉敷市での手続きが必要です。	【2階12番窓口】 保育・幼稚園課 4 2 6 - 3 3 1 1
国民年金	海外から転入された方で、公的年金に加入されていない20歳以上60歳未満の方または国民年金の任意加入をされていた方は、国民年金の加入手続きをしてください。	【1階7番窓口】 市民課国民年金係 4 2 6 - 3 2 9 1
国民健康保険	社会保険等に加入されていない方は、加入の手続きをしてください。 ※被保険者証等は、後日郵送されます(例外あり)。 ※保険料の納入通知書は、届出日の翌月の中旬頃に郵送されます。ただし、4月に加入の手続きをされた場合は、6月中旬頃に郵送されます。	【1階8番窓口】 国民健康保険課 4 2 6 - 3 2 8 1
後期高齢者医療	県外から転入された方は、後期高齢者医療負担区分等証明書をお持ちのうえ、手続きをしてください。	【1階9番窓口】 医療給付課 4 2 6 - 3 3 9 5
介護保険	介護認定を受けている方及び介護認定申請中の方は、認定の引継ぎ手続きをしてください。（住所の異動日から14日以内） その他、前住所地でしていた手続きは、再度手続きが必要になります。	【1階11番窓口】 介護保険課 4 2 6 - 3 3 4 3

手続きの種類	内 容	担当課
児童手当	健康保険証をお持ちのうえ手続きをしてください。前住所地の転出予定日の翌日から15日以内に、手続きをしてください。 ※手続きが遅れた場合、手当を受給できない月が生じる場合があります。	【1階14番窓口】 子育て支援課 426-3314
児童扶養手当	新たに受給の手続きをしてください。	
特別児童扶養手当		
子ども医療	中学校卒業(満15歳になった日以降の最初の3月31日)までの子どもが対象です(中学生については入院のみ)。健康保険証をお持ちのうえ手続きをしてください。	【1階9番窓口】 医療給付課 426-3395
ひとり親家庭等医療	新たに受給の手続きをしてください。(所得制限あり)	
母子健康手帳	妊婦・産後8週以内の方・1歳の誕生日までの乳児が対象です。母子健康手帳と受診票をお持ちのうえ、倉敷市の受診票交換(交付)の手続きをしてください。 ※手続きなく受診された場合、全額自己負担になります。	【保健所3番窓口】 健康づくり課 434-9820
妊産婦・乳児の健康診査		
身体障がい者手帳	障がい者手帳をお持ちのうえ、手続きをしてください。	【13番窓口】 障がい福祉課 426-3305
療育手帳		
精神障がい者保健福祉手帳	精神障がい者保健福祉手帳の住所変更の手続きが必要です。詳しくは担当課へお問い合わせください。	【保健所1番窓口】 保健課 434-9823
自立支援医療(精神通院)	自立支援医療(精神通院)受給者証の住所変更の手続きが必要です。詳しくは担当課へお問い合わせください。	
小児慢性特定疾病医療受給者証	小児慢性特定疾病医療受給者証と健康保険証をお持ちのうえ、手続きをしてください。	【保健所1番窓口】 保健課 434-9812
原動機付自転車	プレート及び標識交付証明書又は廃車確認書をお持ちのうえ、登録の手続きをしてください。	【2階4番窓口】 税制課 426-3175
飼い犬	登録事項の変更届を提出してください。変更届には旧住所地の鑑札の添付が必要です。※旧住所地でマイクロチップが鑑札とみなされていた場合には添付不要です。	【保健所5番窓口】 生活衛生課 434-9829
水道の使用開始	使用開始日の3日前までに水道局ホームページ(電子申請)又は電話・水道局窓口で手続きをしてください。	【1階水道局出入口前】 水道料金本庁窓口 426-3661

※必要書類については、各担当課にお問い合わせください。

◎倉敷市コールセンター TEL:086-426-3030

◎倉敷市引越しポータルサイト <https://www.city.kurashiki.okayama.jp/hikkoshi/>

その他のお問い合わせ  
にご利用ください!

